

## 6. 後援会活動と選挙活動

### ★ポイント (後援会活動・選挙活動)

★ 後援会活動では、本人のことや政策を多くの方に周知していただくことが重要。

→ 本人や役員等による挨拶回り。集会の開催。

- ・ 選挙区選挙と違い、比例代表は活動範囲が全国のため、本人が特定エリアに留まることは難しい。
- ・ 47都道府県医師連盟の組織展開によって強力なサポートを行っていく必要がある。
- ・ 役員等が本人の代わりになって都道府県内隔々で周知していただくことが重要。

★ 広報物の活用 (ポスター、リーフレット、名刺サイズ討議資料、SNS、ニュース)

→ サポーター名簿の徹底

- ・ できるだけ多くの名簿を集めることが大切。
- ・ 名簿の収集活動そのものが活発に展開することで本人の活動等の周知に繋がる。
- 地方議員、企業団体との連携



| 選挙の種類          | 選挙運動期間 |
|----------------|--------|
| 参議院議員選挙        | 17日間   |
| 衆議院議員選挙        | 12日間   |
| 都道府県知事選挙       | 17日間   |
| 都道府県議会議員選挙     | 9日間    |
| 政令指定都市の市長選挙    | 14日間   |
| 政令指定都市の市議会議員選挙 | 9日間    |
| 政令都市以外の市長選挙    | 7日間    |
| 政令都市以外の市議会議員選挙 | 7日間    |
| 東京都の区議会議員・区長選挙 | 7日間    |
| 町村長・町議会議員選挙    | 5日間    |

※選挙運動期間は選挙の種類によって異なります

### 後援会活動 (主要項目)

※投票依頼等の選挙活動ではなく、あくまでも政治活動としての活動。

- ① 投票依頼 → ×
- ② 広報物の活用  
ポスター掲示 → ○、リーフレットの配布 → ○、  
後援会名簿の配布と収集 → ○、政策等の資料配布 → ○、  
ホームページ等の掲示 → ○ ※投票依頼は不可。
- ③ 集会等の開催 → ○
- ④ 挨拶回り  
医療政策等の訴えや先生方等のご意見収集のための訪問、  
いわゆる挨拶回り → ○
- ⑤ 地方議員との連携、企業団体への推薦依頼等 → ○
- ⑥ 選挙制度(投票方法等)の勉強会開催 → ○  
※投票依頼ではありません。



### 選挙活動 (主要項目)

- ① 投票依頼  
電話や直接会話 → ○  
投票依頼文書発送 → ×  
ホームページ・電子メール → 制限あり  
SNS (Facebook、Twitter、LINE等)は  
配信可能
- ② 広報物の活用  
ポスター掲示 → 制限あり  
ホームページ等の掲示 → ○
- ③ 個人演説会 → ○
- ④ 街宣車の活用 → ○
- ⑤ 投票確認  
期日前投票等に伴う確認 → ○



引用:「フルカラー図解地方選挙必勝の手引」p.47

資料提供: 日本医師連盟

## 7. 公職選挙法（ネット選挙含む）

### 公職選挙法における主な選挙違反について

- ① **金品等の受け渡し**  
投票依頼の為にお金や物品等を受け渡すこと。
- ② **飲食物の提供**  
投票依頼のため、飲食物を提供(ご馳走)すること。
- ③ **旅費、日当等の支給**  
選挙期間中、決起集会等の選挙応援のための会合に交通費、日当等を支給すること。
- ④ **運動員への報酬**  
選挙期間中の電話作戦等、選挙運動の対価として報酬を支払うこと。  
または選挙運動のためにアルバイト等を雇うこと。  
運動員とは直接、有権者に投票(電話を含む)をお願いする者である。
- ⑤ **連座制の適用**  
候補者本人と意思疎通がある組織幹部や親族等が、上記に関する犯罪行為を行ったと確定した場合本人(当選した場合)の当選が無効とされる。

### ネット選挙での公職選挙法

## 「LINE」は選挙期間中でも有益です!

|                                      | 候補者 | 政党 | 有権者 |
|--------------------------------------|-----|----|-----|
| ホームページ<br>ブログ                        | ○   | ○  | ○   |
| SNS<br>(Facebook, Twitter,<br>LINE等) | ○   | ○  | ○   |
| 動画共有<br>サイト                          | ○   | ○  | ○   |
| 有料ネット<br>広告                          | ×   | ○  | ×   |
| 選挙運動用電子<br>メールの送信                    | △※  | △※ | ×   |
| 選挙運動用電子<br>メールの転送                    | △※  | △※ | ×   |

LINEは期間中も  
情報発信が可能。

ウェブサイト

Eメールの活用は  
制限されている。

電子メール

## これらの禁止行為は処罰の対象となります!

### 選挙運動の方法等に関する規制(例)

#### 未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



#### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



### 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



#### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



#### 氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名刺または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



#### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



#### 候補者等のウェブサイトをご改ざんしてはいけません!

候補者のウェブサイトをご改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第5条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省 検索](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

総務省:インターネット選挙運動解禁に関する説明資料  
[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

資料提供: 日本医師連盟

## 8. 日医連と県・郡市区医師連盟の 協同での医政活動

日医連と県・郡市区医師連盟が両輪となり  
医師会の医療政策を理解している「自見はなこ」を応援できる環境を



### 地元での活動例

議員と顔の見える関係の構築を！

- ・ 医師連役員が後援会会長や後援会役員に就任
- ・ 地元での各種会合に必ず出席
- ・ 医師会との意見交換会開催

### 選挙支援※重要

- ・ 推薦状(会員に周知)・寄付(陣中見舞)
- ・ 個人演説会での応援弁士
- ・ 個人演説会への聴衆として参加
- ・ 議員の医療機関への挨拶回りの実地

(医師連盟役員同行)

- ・ 医療機関へのポスター掲示
- ・ 朝礼などで投票依頼 等

医連としての検証-今後のあり方  
(令和元年9月17日 日医連執行委員会)

- (1) 医師会における「医政活動の重要性」の啓発  
(各種委員会等における「政治からの遮断」の解消)
- (2) 医師連盟活動として、日常的な「医政活動の重要性」の訴え  
(予算や診療報酬改定等に直結していることを理解)
- (3) 日医連の中央会議を増やし、地方役員等との接点を多くし、日頃からの密接な連携の構築。
- (4) 各医師連盟(県・郡市区)における講演会等の集会のあり方。
- (5) 医療機関廻り等について、限定的な会員だけでなく他の会員へアプローチができるように普段より活動展開。
- (6) 組織内議員の普段からの郡市区廻り。
- (7) 各医師連盟(県、郡市区)と地方議員との密接な関係の構築。  
(各種選挙支援や県政との役目等)
- (8) 病院若手経営者の会の創設。
- (9) 女性の会の創設。
- (10) 医政活動研究会見直し。
- (11) 組織内議員の活動について、目標設定と検証を行う。
- (12) 組織内候補の擁立(公募方法)のあり方。
- (13) 選挙手法としてSNS活用等の一層の取組み。